

令和9年度 児童クラブ入室申込みについて

令和9年4月1日から市立児童クラブに入室を希望される児童の申込み受付を、次のとおり行います。**現在入室中の児童が入室を希望する場合も、再申請が必要**となります。

1 申込み期間

第1希望の児童クラブへ、児童の保護者が、直接、申込書類を提出してください。
お申込みの際、状況の聞き取りを行います。

	受付期間	受付時間	結果の発送
一次審査	令和8年11月16日（月）～ 11月30日（月）	平 日：12時30分～14時 土曜日：9時～15時 ※児童館内のクラブ 平日：9時～14時、土曜日：9時～18時	令和9年 2月上旬頃
二次審査	令和8年12月1日（火）～ 令和9年1月29日（金）	各児童クラブの開室時間内	令和9年 3月上旬頃

※ 二次審査は、受入れ可能人数に空きがある場合や、辞退等で空きが生じた場合に、追加の受入れを行うものです。

2 申込みに必要となる書類

※(3)は2人目（兄弟）以降コピー可

	必要書類	備考
(1)	児童クラブ入室申込書・児童調査票（両面）	必ず入室申請時チェックシートを確認してください。
(2)	入室を希望する児童に疾病や障害等がある場合は、診断書や手帳の写し	診断書等により保育の必要性を審査し、優先順位が高くなる場合があります。
(3)	保護者及び18歳以上65歳未満の方の 保育ができないことを証明する書類 ※1、※2	令和9年4月時点の状況を証明する書類を、提出してください。

※1 保護者の方は、必ず(3)の提出が必要です。また、以下の①～④に該当する18歳以上65歳未満の方も、原則として(3)を提出してください（保護者以外の方は、(3)の提出が無い場合でも申請を受け付けますが、提出期限内に提出がない場合、優先順位が低くなります。）。

- ① 同居の方（世帯分離している場合も、提出をお願いいたします。）
- ② 同一敷地内の別棟に住んでいる方
- ③ 隣接地に住んでいる方
- ④ 自宅以外を下校場所として指定校変更を行っている場合に、下校場所に住んでいる方

※2 保育ができないことを証明する書類は、以下のとおりです。詳細は、「児童クラブのしおり」を、御確認ください。

- ① 仕事のため保育ができない方…「**就労証明書**」（不定期勤務の方はシフト表を添付）
- ② 仕事以外の理由で保育ができない方…「**申立書**」＋「**証明書類**」

3 入室対象となる児童

条件			
(1)	小学校1年生から6年生であること。		
(2)	昼間、保護者が、就労、疾病、出産、障害、介護・看護、就学、被災、求職中等で保育ができないこと。		
(3)	保護者が就労している場合	1～3年生	14時30分以後に保育ができない日が、月曜から土曜の間に 週3日（月12日） 以上あること。※1
		4～6年生	15時30分以後に保育ができない日が、月曜から土曜の間に 週3日（月12日） 以上あること。
	保護者が就労以外の場合	申立書及び添付書類において、保育が困難であることが確認できること。	

※1 新1年生は、入学当初（4～5月頃）半日授業等が多いため、授業終了後に保育ができない方（**14時30分以前**に勤務が終了する方）も対象となります。なお、入室期間は**5月末日まで**となります。

4 入室者の決定

- (1) 入室者の決定：入室審査を行い、保育の必要性の高い方から入室者を決定いたします。
入室決定は、申込み順ではありません。
- (2) **小学校区内に複数の児童クラブがある場合**
 - ・各クラブで入室者数の調整を行います。
 - ・特に、**新1年生はより多くの支援が必要なため、第1希望にかかわらず入室するクラブを調整することがあります。**そのため、「第2希望以下」の御記入をお願いします。
（記入がない場合は、保留（待機）となることもあります。）。
- (3) 定員により児童クラブに入室できない場合や、第1希望のクラブに入室できない場合がありますので、御了承ください。

5 よくある御質問等

- (1) 保護者が**育児休業中**の場合について
令和9年4～5月中に育児休業から復帰される方は、4月1日の申込対象となります。なお、児童クラブを利用いただけるのは、職場復帰後からとなります（入室が決定した場合は、4月1日から児童クラブの籍を確保します。5月以降に育児休業から復帰される場合、4月中は休室していただきますようお願いいたします。入室説明会等の際に、児童クラブ職員にお申し出ください。）。令和9年6月以降に復帰される方は、令和9年4月以降にお申込みください。
- (2) **転居予定**の場合について
令和9年4月時点の小学校区で、申込みが可能です。御希望の児童クラブに、直接お申し込みください（転居等の手続きをしていなくても、申込み可能です。）。
なお、児童クラブ入室申込書の住所欄は、現在の住所を御記入ください。また、「異動届」に転居後の住所を記載して添付してください。
- (3) 4月までに**勤務先や世帯構成等が変わる**場合について
入室申込み時点（11月）から入室（4月）までの間に、勤務先や世帯構成等が変わる予定の方については、令和9年4月現在の状況でお申込みください。
- (4) 小学校区に**複数の児童クラブがある場合**の違いについて
公立の児童クラブは、すべて運営方法（開室時間や料金等）は同じです。児童クラブの場所や施設の状況、実施する行事等の違いがございますので、必要に応じて見学していただき、希望するクラブを決めてください。
- (5) **長期休業（夏休み）等の申込み**について
長期休業期間の御利用を希望される方の申込みは、おおむね下記の通りを予定しています。
近くなりましたら、保育課、各児童クラブにお問い合わせください。
●夏休み…6月中旬ごろ ●冬休み…11月中旬ごろ ●学年末・春休み…2月中旬ごろ